令和6年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率報告書

三 次 市

上 数

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書	1
(1)総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3)連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5
2 令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書	6
(1)総括表	6
(2) 法適用企業	7

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により,

健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1)総括表

(単位:%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和6年度決算	·	·	7. 2	25 5
健全化判断比率			1.2	35. 5
(早期健全化基準)	(12. 27)	(17. 27)	(25. 0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35. 0)	_

注 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は,「一」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税,地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について,歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して,市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を,市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3箇年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等 が将来負担すべき実質的な負債 を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている 実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この 将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等 を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除した ものである。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位:千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	41, 590, 391	40, 453, 278	1, 137, 113	336, 463	800,650
土地取得特別会計	17, 328	17, 328	0	0	0
合 計	41, 607, 719	40, 470, 606	1, 137, 113	336, 463	800, 650

(単位:千円)

イ	標準財政規模	22, 504, 584
	うち、臨時財政対策債発行可能額	54, 319

(単位:%)

ウ 実質赤字比率	
-----------------	--

注 実質赤字額がない場合は,「一」を記載している。

【算定方法】

アのE欄の合計(※マイナスの場合のみ)

実質赤字比率 ウ =

イ

(3)連結実質赤字比率

(単位:千円)

区分	金額	備考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	800, 650	(2)アのE欄の合計
一般会計等以外の特別会計のうち公営 企業に係る特別会計以外の特別会計	116, 302	
(1+2+3+4)		
① 国民健康保険特別会計	21, 240	
② 診療所特別会計	190	
③ 介護保険特別会計	75, 832	
④ 後期高齢者医療特別会計	19, 040	
ウ 公営企業会計の資金不足額又は う 資金剰余額	2, 359, 112	資金不足額がある場合 はマイナス計上
(1)+2+3)		(3、1)八門工
① 水道事業会計		
② 病院事業会計	2, 195, 642	
③ 下水道事業会計	163, 470	
工 標準財政規模	22, 504, 584	臨時財政対策債 発行可能額を含む

(単位:%)

才 連結実質赤字比率	
	14. 55

注 連結実質赤字額がない場合は,「一」を記載している。

【算	定プ	ケ法	

[ア+イ+ウ] (※マイナスの場合のみ)

連結実質赤字比率 オ = エ

(4) 実質公債費比率

(単位:千円)

区 分	金額	備考
地方債の元利償還金(公債費充当一般財源額)	5, 149, 707	※繰上償還及び満期一括 償還元金を除く
イ 準元利償還金	938, 315	満期一括年割相当 公営企業債繰入金 債務負担行為など
ゥ 基準財政需要額に算入された公債費及び 準公債費	4, 939, 364	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正
工 標準財政規模	22, 504, 584	臨時財政対策債発行可能額 を含む
(単位:%)		
才 実質公債費比率(単年度)	6. 53939	R4 8. 03233 R5 7. 32555
力 実質公債費比率 (3箇年平均)	7. 2	※小数点第2位以下を切捨て

【算定方法】

 実質公債費比率(単年度)
 オ =

 [ア+イ]ー[ウ]

 エーウ

(5)将来負担比率

(単位:千円)

		(単位・1円)
区 分	金額	備考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	46, 847, 490	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	20, 942	土地改良区他の借入金に対 する償還元利金補給など
一般会計等以外の特別会計に係る地方債の ウ 償還に充てるための一般会計等からの繰入 れ見込額	10, 934, 344	下水道事業会計等への繰入れ見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債 の償還に係る地方公共団体の負担見込額	2, 106, 649	
水 退職手当支給予定額に係る一般会計等 有担見込額	4, 767, 548	医療職を除く一般職及び会計年度任用職員(共済一般組合員),特別職,一部事務組合職員
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等 負担見込額	0	
キ 連結実質赤字額	0	
組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高 の合計額		財政調整基金,減債基金など
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	3, 454, 252	公営住宅使用料,都市計画 税など
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財 政需要額に算入されることが見込まれる額	43, 735, 409	
シ 標準財政規模	22, 504, 584	臨時財政対策債発行可能額 を含む
基準財政需要額に算入された公債費及び ^ス 準公債費	4, 939, 364	
-		())(LL 0/)

(単位:%)

セ 将来負担比率	35.5 ※小数点第2位以下を切捨て
----------	--------------------

		→ >>+-	٦
【算	ルノ	り法	l

[ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク]-[ケ+コ+サ]

将来負担比率 セ =

シース

2 令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、 資金不足比率を次のとおり報告する。

(1)総括表

(単位:%)

	法適用企業		法非適用企業			
区 分	宅地造成事業以外			宅地造成事業以外		
区 万	水道事業	病院事業	下水道	簡易水道	下水道	農業集落
			事業	事業	事業	排水事業
令和6年度決算						
資金不足比率			_			
(経営健全化基準)	(20.0)※公営企業ごと					

注 資金不足額がない場合は、「一」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金
(公営企業ごとの資金不足額の	不足について,公営企業の事業規模に対する比率を表したも
比率)	のである。

(2) 法適用企業

ア 資金不足額

(単位:千円)

				(1 1 1 1 7
	流動負債	算入地方債 流動資産		資金不足額
会 計 名				又は資金剰余額
	A	В	С	D (A+B-C)
病院事業会計	1, 071, 854	0	3, 267, 496	△ 2, 195, 642
下水道事業会計	605, 903	0	769, 373	△ 163, 470

- 注1 流動負債は、控除企業債等、控除未払金等、控除引当金等及びPFI建設事業費等 を除く。
- 注2 流動資産は、控除財源を除き、貸倒引当金を加える。
- 注3 D欄が△ (マイナス) の場合, 資金剰余額となる。

イ 事業の規模

(単位:千円)

				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	営業収益の額	受託工事	事業の規模	
会 計 名		収入の額		備考
	E	F	G (E-F)	
病院事業会計	9, 049, 265	0	9, 049, 265	
下水道事業会計	533, 410	0	533, 410	

ウ 資金不足比率

(単位:%)

病院事業会計	_	※資金剰余比率	24. 2
下水道事業会計	_	※資金剰余比率	30. 6

注 資金不足額がない場合は,「一」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

資金不足比率 ウ =

G